

愛媛県看護協会 災害支援マニュアル

VIII 災害支援ナースの活動の実際

1 要請時

- 1) 家族の了解を得、上司に出動可能の返事をする。
- 2) 災害支援出動に際し、体調を整え、心の準備をする。

2 派遣決定時

- 1) 支援活動中の身分保障の取り扱いについて確認する。
- 2) 本協会より派遣前のオリエンテーションを受ける。
活動場所・派遣期間、活動内容、要請施設の連絡担当者、宿泊場所、持参物品、保険及び災害時の支援活動における留意点（心構え等）、現地までの交通手段等
- 3) EMIS 等で被災地の情報を確認し、最新の情報を収集しておく。
災害の種類、発生時刻、発生場所、被害状況、現地の気象状況、救護活動の進捗状況等
- 4) 道路状況は、常に最新の情報を把握しておく。
- 5) 必要物品を整え、出動する。
災害の種類・発生後の時間経過・活動場所、季節等によって準備物品は異なる。
災害支援ナースの活動は自己完結であるため、状況に合わせて必要物品を揃えていく。

(1) 本協会が準備している物品

	備 品 名
身 分 装 備 品	協会ジャケット・ベスト・キャップ
	ヘルメット・ヘッドライト
	リュックサック・寝袋（シュラフ・マット）
	防寒衣、保温シート・雨合羽
医 療 用 品	電子体温計・電子血圧計・聴診器
	ペンライト・ハサミ・爪切り
	マスク・ディスポ手袋・ディスポガウン
	手指消毒薬・カットバン
活 動 用 品 ・ 消 耗 品 等	携帯用ラジオ・現地地図・バインダー・筆記用具
	災害支援ナース活動日誌（活動様式1）
	災害支援ナース活動報告書（活動様式2）
	懐中電灯・予備電池・携帯用汎用バッテリー
	軍手・タオル・ビニール袋
	ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
	ライター・ガムテープ・セロテープ・輪ゴム
携帯食・飲料水	

※上記物品を準備しているが、災害支援ナースが個人で準備したものを使用することも可能。

※状況に合わせて必要物品を揃えること。

身分 装 備 品	災害支援ナース登録証（名札として使用）	
	運転免許証、健康保険証（コピー可）	
	印鑑	
生活に 必要 な もの	衣	下着・長袖シャツ・ソックス・帽子
		トレーニングウェア・スラックス
		履きなれた靴（靴底が厚いもの）・上履き（スリッパ）
	食	携帯食・糖分補給用捕食・塩分補給食・嗜好品・飲料水
		ビタミン・カルシウム食品
	住	洗面用具（顔・体拭き用シート） タオル・時計・ポケットティッシュ・ウェットティッシュ 生理用品
携 行 用 品 等	常備薬（風邪薬・うがい薬・消炎鎮痛剤等）	
	虫よけスプレー・使い捨てカイロ	
	ウエストポーチ、筆記用具・災害支援ナースハンドブック 眼鏡・コンタクトレンズ	
	携帯電話（充電器：モバイルバッテリー）	
	現金	

(2) 個人が準備するもの

※状況に合わせて必要物品を揃えること。

※コンパクトにひとまとめにすること。

3 現地への移動・着任・活動

1) 移動

- (1) 指定された場所に集合する。
- (2) 現地への移動は、最新の交通情報を収集し、派遣決定時に指示された移動手段で移動する。

2) 着任

- (1) リーダーは、活動場所に到着したことを本協会に報告する。
- (2) 支援を要請した機関、施設の責任者へ挨拶を行い、指示に従って活動する。なお、オリエンテーションは無いこともある。
- (3) 活動期間中の、指揮命令系統、連絡手段・連絡担当者、記録様式、活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所等を確認する。

3) 活動中

- (1) 支援内容は、時間の経過に伴って被災地のニーズが変化していくので、活動場所でのミーティング等に積極的に参加し、他職種と情報の共有を図り、どんな支援活動が必要

かを確認し決定する。

- (2) 他職種、ボランティア等と連携、調整を行いながら支援活動を行う。
- (3) 活動中は、身分が明らかになるよう、災害用ベスト、キャップ、登録証を身に着ける。
- (4) 活動日誌は、本協会作成の「災害支援ナース活動日誌（活動様式1）」を使用し、毎日記録する。
- (5) 活動日誌は、現地提出用と協会本部提出用を2部作成（コピー可）し、原本は現地、もう1部を協会本部へ提出する。
- (6) リーダーは、1日に1回、本協会に連絡を入れ報告を行う。
活動場所の状況、活動内容、必要物品の追加・補充、災害支援ナースの健康状態等
- (7) 災害支援ナース自身の心身の健康管理を行う。
 - ①休憩を必ず取る。
 - ②栄養をきちんと取る。
 - ③気分転換を図る。
 - ④自分自身の安全を確保する。
- (8) 後任者への引き継ぎを行う。
 - ①活動場所での留意点
 - ②被災者の状況
 - ③被災地のライフラインを含む復旧状況など
 - ④必要資器材の管理
- (9) 現地責任者へ終了報告をする。

4) 活動場所の違いによる活動の特徴・留意点

(1) 医療機関における活動

- ①すでに医療機関という組織が存在しているところへの支援である。病院で働く職員は支援者であると同時に被災者でもあり、発災直後から不眠不休で働いている状況を理解して支援を行う。
- ②支援活動
 - ・派遣先病院の看護部の指示下で、配置された部署の看護業務を実施する。
 - ・スタッフと情報交換を行い、指示に従って活動する。特に医療行為（輸液、服薬等）を実施する場合は、患者の安全に十分配慮する。

(2) 福祉避難所における活動

- ①災害時に立ち上がった組織であるため、混乱している状態の中での支援となる。
福祉避難所とは、災害時に介護の必要な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者のうち、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族が一時的に避難する施設をいう。
- ②福祉避難所になる施設は、指定避難所（小・中学校、公民館等）、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校、宿泊施設（公共・民間）等。
- ③支援活動
 - ・要配慮者は、災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性があるため、十分注意して支援を行う。
 - ・支援関係者間の情報共有、連携を図る。専門用語は控える。
 - ・ケアは、生命維持、苦痛緩和、健康維持管理、心理社会面への支援を、優先度を判断して実施する。

- ・活動計画は、施設側・要配慮者のニーズに合わせる。要配慮者の被災前に有していた自立する能力を損なわないような形で支援を行う。全介助、一部介助、自力歩行等の救護区分がわかるようにしておくといよい。
- ・食料、飲料水、生活物資(医薬品、毛布、介護用品等)の確保のため、活用可能資源の把握・不足資源の入手方法を検討する。

④緊急対応

- ・福祉避難所での避難生活が困難になった場合は、緊急入所、緊急ショートステイ等による適切な対応を行う。また、症状の急変等により医療処置が必要になった場合は、医療機関に移送する。

(3) 避難所における活動

- ①災害時に立ち上がった組織であるため、混乱している状態の中での支援となる。避難所のライフライン、通信手段、避難経路等を把握し、避難所となっている施設の運営状況を確認する。

②支援活動

- ・避難所の環境調整
被災者の動線の確保(ADL低下の防止)、災害時要配慮者への配慮(排泄場所の確保授乳場所の確保等)、安全管理、感染管理、レイアウト変更(必要時)
- ・健康問題への支援
深部静脈血栓症の予防(水分摂取・運動)、トイレ環境の改善、効果的な運動指導、必要な医薬品の把握(インスリン・降圧剤等)、潜在的な健康問題の把握
- ・避難所においては複数の支援者、支援団体が入るので、情報共有、連携を図る。

5) 活動時の注意点

(1) メンタルケア

- ①観察やケアを通して被災者に声をかけ、被災者の言動や反応を受け止める。
- ②前チームからの申し送りやミーティング等から被災者の情報を引き継ぎ、被災者に同じ質問を繰り返さない。
- ③急性ストレス障害への介入は、専門チーム(DPAT,心のケアチーム等)と連携を図る。

(2) 倫理的配慮

- ①活動中に知りえた個人情報の保護に努め、守秘義務を厳守する。
- ②活動日誌には、個人が特定される情報は記載しない。
- ③SNS・LINE等への投稿は禁止。

4 活動終了後

- (1) リーダーは、災害支援活動の終了を本協会に報告する。
- (2) 活動終了時の廃棄物は原則として持ち帰る。
- (3) 活動終了後1週間以内に、「災害支援ナース活動報告書(活動様式2)」を本協会に提出する。
- (4) 自己のメンタルヘルスチェックを行う。
- (5) 本協会が主催する災害支援ナース活動報告会に出席し報告する。